

特別児童扶養手当 所得制限額早見表

○所得制限限度額表(平成11年8月分から)

(単位：円)

扶養親族等の数 ①	①のうち 老人等扶養親族数	本人	配偶者 扶養義務者
0人	0人	4,596,000	6,287,000
1人	0人	4,976,000	6,536,000
	1人	5,076,000	6,536,000
2人	0人	5,356,000	6,749,000
	1人	5,456,000	6,809,000
	2人	5,556,000	6,809,000
3人	0人	5,736,000	6,962,000
	1人	5,836,000	7,022,000
	2人	5,936,000	7,082,000
	3人	6,036,000	7,082,000
4人	0人	6,116,000	7,175,000
	1人	6,216,000	7,235,000
	2人	6,316,000	7,295,000
	3人	6,416,000	7,355,000
	4人	6,516,000	7,355,000
5人	0人	6,496,000	7,388,000
	1人	6,596,000	7,448,000
	2人	6,696,000	7,508,000
	3人	6,796,000	7,568,000
	4人	6,896,000	7,628,000
	5人	6,996,000	7,628,000

(注)上記の所得制限限度額の加算額について

区分	本人	扶養義務者等
扶養親族等	1人につき38万円加算	1人につき21万3千円加算
老人等扶養親族	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 1人につき10万円加算	老人扶養親族1人につき6万円加算 ただし、当該老人扶養親族の他に扶養親族等がない ときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人 扶養親族1人につき6万円加算
特定扶養親族	1人につき25万円加算	なし

○所得制限(支給制限)の判定方法

※①受給者等の所得金額－※②政令に規定する各種控除－8万円(社会保険証相当額)≥所得制限限度額

(1)所得金額(※①)について

<地方税法に定める所得>

- 総所得金額(給与所得の場合、給与所得控除後の額)
- 退職所得金額
- 山林所得金額
- 土地等にかかる事業所得等の金額
- 長期譲渡所得の金額
- 短期譲渡所得の金額
- 商品先物取引に係る雑所得等の金額

(2)各種控除(※②)について

- 雑損控除
- 医療費控除
- 小規模企業共済等掛金控除
- 配偶者特別控除
- 肉牛用の売却による事業所得
- 障害者 27万円
- 特別障害者 40万円
- 寡婦寡夫 27万円
- 寡婦特例 35万円
- 勤労学生 27万円